

令和3年 第7回浅口市農業委員会議事録

令和3年7月15日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員 11名			農地利用最適化推進委員 13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	問田 一男	出	金光1	原田 恒明	出
2	欠員	—	金光2	鍋谷 恒久	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	出
5	古川 秀昭	出	金光3	友田 一美	出
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	出
7	西本 健次	出	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	欠	鴨方2	横山 栄治	出
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	出
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	出
12	梶原 めぐみ	出	鴨方3	山下 眞治	出
13	岡田 直樹	出	寄島1	高淵 末孝	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

局長 畝山 善生 書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第23号 農用地利用集積計画について

日程第4 報告事項

報告第15号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

報告第16号 形状変更届について

日程第5 その他

次回の委員会（令和3年8月2日（月））

開会（午後１時２９分）

議長 これより令和３年第７回浅口市農業委員会を開催いたします。
 ただいまの出席委員は１０名で定足数に達しております。また、推進委員は１３名の参加であります。

ここで私から皆様に申し上げます。ご承知のとおり、岡山県においては緊急事態宣言解除後７月２０日までリバウンド防止強化月間です。これに伴い、前回に引き続き会議時間短縮のため、本日の会議も委員からの補足説明は座ったままでということで、事務局説明は簡潔に行うことといたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 それでは、会議時間短縮にご協力をお願いします。
 日程第１、議事録署名委員の指名を行います。
 本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第１２条第２項の規定により、議長において６番佐藤委員、８番虫明委員を指名します。
 日程第２、会期の決定についてを議題とします。
 会期は本日１日としたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日１日とします。
 日程第３、議事に移ります。
 議案第２１号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。
 ５３３番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は２ページになります。
 議案第２１号農地法第３条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和３年７月１５日提出。
 番号５３３、土地の所在地、鴨方町深田。田。６２４平方メートル。
 譲受人は、鴨方町鴨方、７３歳、農業。譲渡し人は、鴨方町鴨方、８２歳、農業。
 譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。
 譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、６番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委員 ６番佐藤です。
 場所は、鴨方中学校から北西へ約３００メートルぐらいのところですが、この譲渡し人が今まで草刈りは自分でされとったんですが、病気をされてできなくなったということから譲渡の話ができたようです。何ら問題ないかと思われまして、よろしく申し上げます。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。
 それでは、５３３番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、545番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号545、土地の所在地は鴨方町六条院西です。

事務局 545の1、田、1,303平方メートル。

事務局 545の2、田、711平方メートル。

議長 譲受人は、井原市芳井町、77歳、自営業兼農業。譲渡し人は、鴨方町六条院西、71歳、農業。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

議長 譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議長 それでは、私の担当地区ですので、補足説明をさせていただきます。

議長 位置図は、3、4ページでございます。

議長 場所につきましては、現在工事中の2号線バイパス鴨方インターができるところより北に約200メートルのところに位置します。矢掛寄島線からは西に約100メートルのところでございます。現在は草刈りで管理しておりますが、譲渡し人は農作業ができなくなり、誰か管理してくれる者をということで、たまたまこの人が、譲受人が購入したものであります。現在は今言いましたように草刈り管理をしておりますが、別に問題ないと思います。

議長 以上です。

委員 ただいま説明をいたしました。質疑はありませんか。

議長 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、545番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、549番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号549、土地の所在地は全て寄島町です。

事務局 549の1、田、952平方メートル。

事務局 549の2、畑、395平方メートル。

事務局 549の3、畑、337平方メートル。

事務局 549の4、田、190平方メートル。

事務局 549の5、畑、955平方メートル。

事務局 549の6、畑、464平方メートル。

事務局 549の7、畑、598平方メートル。

事務局 549の8、畑、534平方メートル。

事務局 549の9、畑、366平方メートル。

議長 譲受人は、寄島町、55歳、会社員兼農業。譲渡し人は、千葉県佐倉市、71歳、農業。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。

議長 譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 次に、12番梶原委員、補足説明をお願いします。

委 員 12番梶原です。

譲受人と譲渡し人の関係性は、おじとおいになります。場所に関してですが、地図の5ページ、6ページで、1番の部分が青佐消防機庫から北へ150メートルぐらいの場所です。2番、3番については青佐の八幡宮の東約50メートルの参道近くの場所で、4番は1番と同じく消防機庫から西へ100メートルぐらいの場所です。

次に、地図の7ページ、8ページにあります。

全て5、6、7、8番、青佐山の台場跡から北へ約200メートルの場所で、5番は農道の西側、6、7、8は農道の東側に位置し、9番は北隣、の農道沿いの場所にあります。問題はないかと思われまます。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、549番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、551番の件について事務局の説明を求めます。

番号551、土地の所在地は全て金光町大谷です。

551の1、畑、542平方メートル。

551の2、畑、80平方メートル。

551の3、田、378平方メートル。

551の4、畑、492平方メートル。

譲受人は、金光町大谷、81歳、相続人。譲渡し人は、金光町大谷、81歳、農業。譲受け、譲渡しの理由は死因による贈与契約です。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 次に、5番古川委員、補足説明をお願いします。

委 員 5番古川です。

この位置図は、9、10、11、12になりますが、場所は大谷の国道2号線、金光隧道の西の交差点から、信号機の大きい交差点から県道側の沙美へ行く途中までしか開通してないんですけど、その県道をずっと1キロ余り行くと寂光院というお寺があるんですけど、そのお寺へ入るところの角のところからお寺へ向けての道のほりにある土地なんですけど、それともう一件は本人の家のすぐ横、東手のところにある土地なんですけど、それはいろいろあったようなんですけど、普通の相続がなかなかできないことから、こういうようにということで話がまとまったように思います。特に問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、５５１番の件についてご異議ありませんか。

議長 異議なし声

事務局長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局長 続きまして、５５４番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書は３ページになります。

事務局長 番号５５４、土地の所在地、鴨方町小坂東。田。２６７平方メートル。

事務局長 譲受人は、鴨方町小坂東、７９歳、製麺業兼農業。譲渡し人は、鴨方町小坂東、７

事務局長 ９歳、製麺業兼農業。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。

事務局長 譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

委員 次に、８番虫明委員、補足説明をお願いします。

委員 ８番虫明です。

委員 地図は１３、１４ページになります。

委員 現地は、農道沿いに大きい水車のある、かも川手延素麺の直売所がありますけれども、そこから北へ約４００メートル余り行ったところですが。譲受人と譲渡し人の関係は、譲渡し人が譲受人の義理のお姉さんということで、本件の土地は譲受人の家の隣地であり、今回贈与するというので話がまとまったものです。特に問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、５５４番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局長 続きまして、５５５番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局長 番号５５５、土地の所在地、鴨方町本庄。田。６６平米。

事務局長 譲受人は、鴨方町本庄、８５歳、農業。譲渡し人は、鴨方町本庄、８１歳、農業。

事務局長 譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

事務局長 譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、７番西本委員、補足説明をお願いします。

委員 ７番西本です。

委員 場所は、上名口の鴨山へ上がる道の、川を渡って数メートルです。何も問題ないかと。よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、５５５番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第22号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
552番の件について、事務局の説明を求めます。すいません。

議長 議案書は4ページになります。
議案第22号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和3年7月15日提出。
番号552、土地の所在地、鴨方町鴨方。田。700平方メートル。
譲受人は、倉敷市玉島、社会福祉事業者。譲渡し人は、広島県広島市、75歳、農業。転用目的は、認定こども園です。施設の概要は、園舎1棟161.4平方メートル。農地区分は第3種で、一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。
委員 6番佐藤です。
地図は、17、18ページになります。
場所は、鴨方インターチェンジ南交差点から約100メートル南側に位置します。この土地は、譲受人のほうからの依頼で話されるように聞いております。周りは皆宅地になっておりますので、何ら問題ないかと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

委員 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。
委員 なし声
議長 質疑なしと認めます。
それでは、552番の件についてご異議ありませんか。
委員 異議なし声
議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
続きまして、556番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号556、土地の所在地は全て金光町占見です。
556の1、田、775平方メートル。
譲渡し人は、山口県宇部市、80歳、農業。
556の2、田、658平米。
譲渡し人は、金光町占見、73歳、農業。
譲受人は、倉敷市大島、不動産事業者。転用目的は、分譲住宅です。施設の概要は、分譲住宅6区画1、100.94平方メートル、道路335.23平方メートル、農地区分は3種で、一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。
なお、転用後の地目は宅地です。

議長 次に、鍋谷委員、補足説明をお願いします。
委員 2番鍋谷です。
場所は、金光町立中学校の東北250メートルのところに位置します。隣が集合住宅で既に地上げをして、まだ埋めておりませんが宅地になっておりますので、何

ら問題はないと思います。よろしくお願いします。

議 長 　　ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 　　なし声

議 長 　　質疑なしと認めます。

　　　　　　それでは、556番の件についてご異議ありませんか。

委 員 　　異議なし声

議 長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

　　　　　　続きまして、550番の件について、事務局から説明をいたします。

事務局 　　議案書は5ページになります。

　　　　　　賃貸借権設定。

　　　　　　番号550、土地の所在地、鴨方町六条院中。田。782平方メートル。

　　　　　　借受人は、鴨方町六条院中、学校法人。貸出人は、鴨方町六条院中、77歳、農業。転用目的は、学校用地です。施設の概要は、運動場782平方メートルです。農地区区分は3種で、一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 　　それでは、私から補足説明をさせていただきます。

　　　　　　位置図については、21から22ページであります。

　　　　　　場所は、龍王池という池がありますが、それより北に50メートルのところに位置します。山陽高校からのほうは歩いて5分の場所であります。校舎を建設するために仮設のグラウンドを予定しているそうであります。今現在、その農地は草刈り管理をされておりまして。別に問題はないと思いますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

　　　　　　ただいま説明をいたしました。質疑はありませんか。

委 員 　　なし声

議 長 　　質疑なしと認めます。

　　　　　　それでは、550番の件についてご異議ありませんか。

委 員 　　異議なし声

議 長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

　　　　　　続きまして、548番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 　　議案書は6ページになります。

　　　　　　使用貸借権設定。

　　　　　　番号548、土地の所在地、金光町占見新田。田。288平方メートル。

　　　　　　借受人は、金光町占見新田、34歳、会社役員。貸出人は、金光町占見新田、72歳、農業。転用目的は、一般住宅です。施設の概要は、居宅1棟74.88平方メートル。鉄骨造2階建て鋼板ぶき、一部太陽光パネルぶき、駐車場3台及び駐輪場を設置。全体面積493.91平方メートル、建蔽率26%。農地区区分は第3種で、一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。

　　　　　　なお、転用後の地目は宅地です。

議 長 　　次に、鍋谷委員、補足説明をお願いします。

委員	<p>2番鍋谷です。</p> <p>場所は、金光幼稚園から東南250メートル。ちょうど金光駅との中間になると思います。何ら問題はないと思います。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>ただいま説明がありました。質疑はありませんか。</p>
委員	<p>なし声</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、548番の件についてご異議ありませんか。</p>
委員	<p>異議なし声</p>
議長	<p>異議なしと認め、許可することに決定をいたします。</p> <p>議案第23号農用地利用集積計画についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書は7ページになります。</p> <p>議案第23号農用地利用集積計画について。令和3年7月15日提出。</p> <p>説明をいたします。</p> <p>今回の議案番号11番から17番の7件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。</p> <p>利用権設定を受ける者は5名、農地は13筆です。全て新規となっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以下につきましては、詳細は議案書のとおりとなっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま説明がありました。質疑はありませんか。</p>
委員	<p>なし声</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、この件についてご異議ありませんか。</p>
委員	<p>異議なし声</p>
議長	<p>異議なしと認め、承認することに決定をいたします。</p> <p>日程第4、報告事項に移ります。</p> <p>報告第15号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書は10ページになります。</p> <p>報告第15号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和3年7月15日提出。</p> <p>番号557の土地、全て金光町上竹です。</p> <p>557の1、田、365平方メートル。</p> <p>557の2、田、34平方メートル。</p> <p>557の3、田、113平方メートル。</p>

557の4、田、358平方メートル。

557の5、田、309平方メートル。

借受人は、岡山市南区、75歳、農業。貸出人は、金光町上竹、82歳、農業。合
意年月日、引渡し年月日は令和3年6月18日です。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

報告第16号形状変更届についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は11ページになります。

報告第16号形状変更届について。令和3年7月15日提出。

番号546、土地の所在地、鴨方町六条院中。田。283平方メートル。

申請人は、鴨方町六条院中、66歳、特別職地方公務員兼農業。変更理由は、田を
畑にするため90センチの盛土をするものです。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

日程第5、その他に移ります。

事務局から報告等がありましたらお願いをいたします。

事務局 ①岡山県農業会議常設審議会の答申について

②農地パトロールについて

③農業委員・推進委員の改選について

④次回の委員会について

議 長 本日の委員会は以上で閉会といたします。

閉会（午後2時00分）

